

序

「アジアの子どもたちの生活環境」を考察するにあたって

寺本 実

要旨：

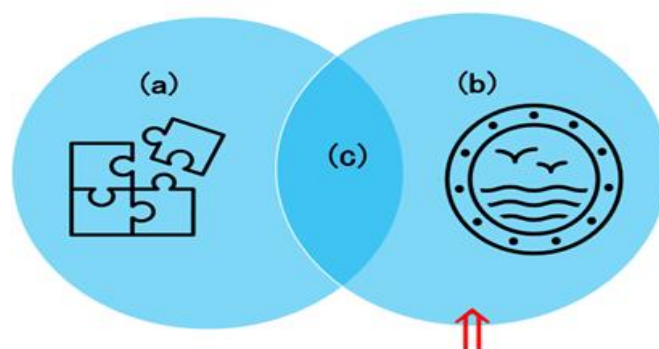
新型コロナウイルス感染症禍以降のアジア諸国の子どもたちの生活環境について、本基礎理論研究会では考える。本章では、今回の研究課題発想の出発地点について述べ、先行研究を概観し、取り組みの骨子について記す。アジアの開発途上国の子どもの生活環境のベースには、当該国の子ども関連法制度が存在する。現段階では、考察対象国の関連法制度の内容分析を通して、考察対象国における、「子どもの生活と成長を守るための政策」（以下、子ども政策）の土台を明らかにする必要がある。こうした取り組みは、アジアの開発途上国に関する研究上、未だ十分に明らかにされていない事項を明らかにするという意味で、基礎的かつ学術的な仕事として、位置付けることができると考えられる。

キーワード：アジア、子ども、生活環境、子ども政策、法制度

かつて子ども時代を読者の皆様も過ごされた。本基礎理論研究会¹では、新型コロナウイルス感染症禍以降のアジア諸国の子どもたちの生活環境について考える。具体的には、新型コロナウイルス感染症禍以降の「子どもの生活と成長を守るための政策」（以下、子ども政策）について理解するため、その基礎となっている考察対象国の関連法制度の基本的な内容を明らかにすることを、念頭においている。以下本稿では、本研究課題発想の源について最初に述べ、先行研究について概観した後、本研究会の取り組みの骨子について記す。そして、本報告書所収の各章の要旨を付し、最後に小括を行う。

1. 本研究課題発案の源

図1 研究課題発案の形



(出所) 筆者作成。

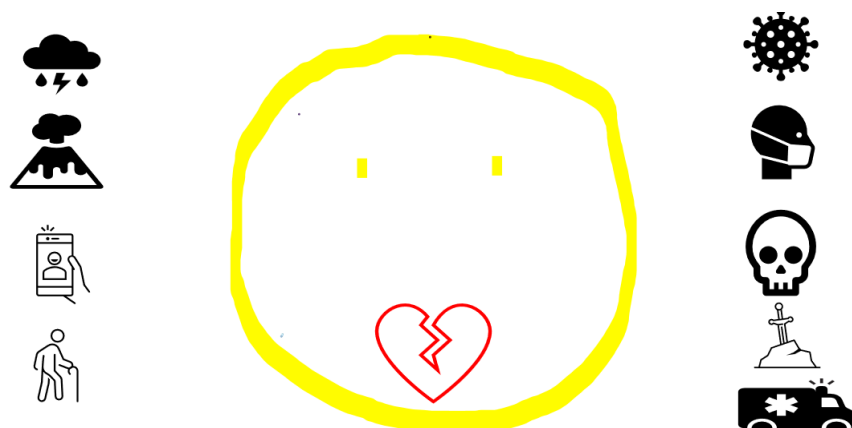
最初に、本研究会の課題案を提案した背景について述べたい。筆者は、地域に関わる調査研究課題案の発案には、大きく分けて以下の3つのタイプがあると考えている(図1参照)。

(a) 研究の積み重ねによるもの、(b) 取り巻く世界の状況の観察によるもの、そして(c)は、(a)と(b)が重なる形、である。

(a)は、当該研究者のそれまでの調査研究の積み重ねによって、次に研究すべきいくつかの調査研究課題が、ある程度見通しがたったパズルのように見えている場合である。(b)は、当該研究者の調査研究対象国・対象地域を含めた、取り巻く世界状況に対する観察の結果に基づく場合である。そして、最後に(c)は、(a)、(b)が重なって調査研究課題発案の源を形作る場合である。現実的には、継続的な取り組み、蓄積が大きな意味を持つ調査研究という分野の持つ性質から、(a)、(c)に該当するケースが多数を占めるのではないかと考えられる。しかし、本研究課題案については、(b)がその発案の源である。

筆者は、取り巻く世界の状況を図2のように認識した。

図2 現在の子どもを取り巻く状況



(出所) 筆者作成。

グローバルな新型コロナウイルス感染症の蔓延と生命の危機、気候変動、頻発する自然災害、国際的武力衝突の深刻化、科学技術の急速な発展、少子高齢化の進行、多発する交通事故など、私たちが生きる世界は、絶え間ない緊張下にある。こうしたなか、最も弱い立場に置かれているのが、否応なしに適応を迫られる子どもたちではなかろうか。新型コロナウイルス感染症禍の下では、人々の直接的な交流が断たれ、閉鎖的な傾向が強まる社会環境の中で、子どもが家庭内で虐待の対象となったケースが日本でも頻繁に報道された。また、国連児童基金（UNICEF）の『世界子供白書 2023』は、5人に1人の子どもがワクチンゼロ投与か、接種未完了であると伝えている。このような状況にある中で、「アジアの子どもたちの生活環境」について考えることは、意義があるのではないかと筆者は考えた。対象エリアをアジア²としたのは、筆者が東南アジアに位置するベトナムの地域研究に従事する者であり、アフリカ、中東、ラテンアメリカなど、アジア以外の地域について、全く不案内だからである。

2. 先行研究の概観

ここでは、本研究会委員それぞれの考察対象国・個別の関心分野という観点からではなく、本研究会全体という立場から見た先行研究について少し見ておきたい³。管見の限りでは、これまで

のアジアの開発途上国の子どもたちに関する先行研究は、教育、貧困・児童労働、子どもの権利に関わるものが、多数を占めていると思われる。

教育に関わる仕事としては、諏訪・斎藤編（2005）、小林編（2015）、押川・南出編（2018）、などがある。また、アジアだけでなく、アフリカなど広く開発途上国を対象とした澤村編著（2019）は、教育現場に関する地道なフィールド調査に基づく取り組みを結集した貴重な成果である。

次に、貧困・児童労働に関する取り組みとしては、谷（2000）、香川（2010）、山形・中村編（2013）、森編（2018）、などがある。例えば谷（2000）は、ネパール、ミャンマー、フィリピンの子どもの児童労働の実態をその社会的背景から検証することを試みている。また、アジアだけでなく広く開発途上国を対象とした取り組みとしては、Jo Boyden and Michael Bourdillon (eds.,2012)、Michael Bourdillon and Jo Boyden (eds.,2014) などがある。Michael Bourdillon and Jo Boyden (eds.,2014) では、子どもの成長に貧困がどのような影響を与えるのか、子どもと家族が貧困にどのように対処しているのかなどについて、学校の影響も視野に入れて考察している。そして、日本の状況に関するものであるが、阿部（2008, 2014）も挙げておきたい。両書は、日本の子どもの貧困状況に対する考察としてだけでなく、日本以外のより広い対象について考える際にも示唆に富む、さまざまな情報、アプローチ、考察をまとめた良書である。

次に、子どもの権利に関わる取り組みとしては、香川（2010）、小林（2015）、Elizabeth Aguilin-Pangalangan (eds.,2017)、などがある。Elizabeth Aguilin-Pangalangan (eds.,2017)では、生存権、保護権など国連子ども条約で示された子どもの権利について ASEAN 諸国が国内法でどのように定めているのかをまとめている。また、アジアだけでなく広く開発途上国を対象としたものとして、Myriam Denov, Richard Maclure, Kathryn Campbell (eds.,2011) がある。同書では 10 カ国を対象として、現地の現場で実際に子どもの問題に取り組む機関からの協力も得ながら、子どもの権利と福祉の状況について考察している。

また、子どもに対する武力紛争の影響に関する業績として、Cecilia Jacob（2014）がある。著者は、カンボジアやミャンマー東部での聞き取り調査を通して、政府や国際人道組織の活動には限界があり、武力紛争や政治的暴力が子どもの安全に深刻な影響を与えていることを、明らかにした。

なお、アジアを対象としたものではないが、アジア経済研究所で行われた子どもに関する取り組みの中には、上記した山形・中村編（2013）、小林編（2015）、森編（2018）以外に、宇佐見耕一編（2015）、Yuya Kudo（2018）もあることを記しておきたい⁴。

最後に、先に述べた本研究会発想の経緯により、上記した先行文献は、社会問題考察志向性が強いものとなっている。しかしながら、より広い視野から、子どもについて考えようとする取り

組みもある。そうしたものとして、原ひろ子（1979）⁵、坂越監修、八島、小笠原、伊藤編（2023）⁶を挙げておきたい。

以上、本研究会全体という角度から見たいくつかの先行研究について見てきた。その結果として、管見の限りであるが、新型コロナ感染症禍以降、アジアの開発途上国がどのような法制度の下に、「子ども政策」を実施してきたかについて、明らかにした調査研究は未だみられないことが理解された。

3. 本研究会の基本的な取り組み

上記1、2を受けて、本研究会の基本的な取り組みについてここでまとめておきたい（図3参照）。

図3. 本研究会の基本的な取り組み



（出所）筆者作成。

子どもの生活環境を考える時、当該国の子ども政策の基礎（土台）となるのは、子ども政策関連法制度である。新型コロナ感染症禍以降、アジアの開発途上国がどのような法制度の下に、「子ども政策」を実施してきたかについて、明らかにした調査研究は未だみられないことが、上記した先行研究の概観からも示唆されている。現段階では、考察対象国の関連法制度の内容分析を通して、考察対象国における、「子ども政策」の基礎（土台）を明らかにする必要がある。こうした取り組みは、アジアの開発途上国に関する研究上、未だ十分に明らかにされていない事項

を明らかにするという意味で、基礎的かつ学術的な仕事として、位置付けることができると考えられる。以上のことから、図3中の(1)、(2)について明らかにすることを、本研究会の中心的作業のひとつとして位置付ける⁷。

しかしながら、考察対象国の特性、研究会委員それぞれの関心の所在、判断により、本調査研究への取り組みの形、結果は異なる。また、現地資料だけでなく、関連する国際機関、NGO 等が発行する報告書や関連論考も貴重な資料となることも、認識している。

4. 本報告書の構成

本章以降の本報告書の構成は、以下の通りである。正確を期すため、各章でそれぞれの筆者が記した要旨を以下でそのまま紹介する。

第1章は森委員の「フィリピンにおける子どもの権利の法的枠組みと現状——障害児に特に注目して——」である。同論考の要旨を以下に記す。

「まず障害児教育への取り組みを歴史的にフォローするとともに、障害状況の統計的な把握を行っている。そして、児童保護に関する重要法令を概観している。その上で、法制度は整っているものの、その現実とのへだたりは、非常に大きいと指摘している。フィリピンの子どもの権利を守る法制度は、国連の子どもの権利条約（CRC）などに沿った形で整備されており、虐待、搾取、差別から保護されているだけでなく、児童婚の禁止や児童労働の禁止も盛り込まれ、見かけ上は整っているように見える。制度的にも複数の省庁が管掌しており、それら省庁を横断する委員会も設けられている。それにも係わらず、実際の児童保護関連法違反の摘発は数多いと NGO などから指摘されている。また障害児教育については、学校教育の制度が未だ不十分という問題があり、非障害児の識字率が高いのに、障害児・者については、非常に低い。こうした状況は彼らの権利の保護という意味でも彼らが脆弱な位置に置かれていることを意味し、より詳しい実態の解明が望まれる」（以上、第1章森委員論考要旨より）。

第2章は、寺本の「ベトナムの子どもたちの生活環境——現地資料に基づく理解の試み——」である。同論考の要旨は以下の通りである。

「経済開発が進むベトナムでは、障害児教育のよりいっそうの普及等の課題はあるものの、子どもの教育レベルが上昇している。2016 年子ども法では、子どもの権利の実行と有事の際の保護に向けた基本的な諸事項が定められている。その一方、日本と同様に、少子高齢化が進む傾向にあり、子どもに対する虐待事件も発生している。こうしたなか、子どもに関する問題に取り組むための中央・地方の国家予算、人員が不足傾向にあることが指摘されており、対応の強化が求められている」（以上、第2章寺本論考要旨より）。

第3章は、中村委員の「インドの子どもたちの生活環境——教育政策・児童労働撤廃政策を中心に——」である。同論考の要旨は以下の通りである「インドは、児童労働の減少と並行して、学校教育の普遍化に向けて政策改定や国際条約の批准を行うなど、近年急速な進歩を遂げてきた。世界最大の子ども人口を抱えるインドの子どもたちをめぐる政策の中でも、変化の大きい教育政策と児童労働関連法の変化を中心に検討した」（以上、第3章中村論考要旨より）。

おわりに

本稿では、本研究課題発想の源と経緯について述べ、先行研究を概観した上で、本研究会の取り組みの骨子をまとめ、各章の要旨を紹介した。調査対象国となったフィリピン、ベトナム、インドでは、子どもに関する法制度の整備が進められている。基本的に新型コロナ禍発生前に制定されたものが、コロナ禍以降も有効性を保ってきたことが分かってきた。しかし、その実施局面では、いずれも困難を抱えているように見える。

現段階では、少なくとも子ども関連法制度の詳細と実施局面に関する調査研究は、今後の課題として残されている。2025年度に後続研究会の発足が予定されているが、2024年度の取り組みを通して見えてきた調査研究事項への取り組みを、継続的に行うことが望まれる。

【参考文献】

阿部彩 2008『子どもの貧困——日本の不公平を考える——』岩波書店。

—— 2014『子どもの貧困Ⅱ——解決策を考える——』岩波書店。

伊藤駿 2023「コロナ禍と子ども」、坂越正樹監修、八島美奈子、小笠原文、伊藤駿編 2023『未来をひらく子ども学——子どもを取り巻く研究・環境・社会——』福村出版。

宇佐見耕一編 2015『新興国における子どもに関する政策』（調査研究報告書）、アジア経済研究所。

押川文子・南出和余編 2016『「学校化」に向かう南アジア——教育と社会変容——』昭和堂。

香川孝三 2010『グローバル化の中のアジアの児童労働——国際競争にさらされる子どもの人権——』明石書店。

小林昌之編 2015『アジアの障害者教育法制——インクルーシブ教育実現の課題——』アジア経済研究所。

- 国連児童基金（UNICEF）2023 『世界子供白書 2023 要約版』国連児童基金東京事務所
(https://www.unicef.or.jp/sowc/pdf/UNICEF_SOWC_2023.pdf)
- 坂越正樹監修、八島美奈子、小笠原文、伊藤駿編 2023 『未来をひらく子ども学——子どもを取り巻く研究・環境・社会——』福村出版。
- 澤村信英 編著 2019 『発展途上国の困難な状況にある子どもの教育——難民・障害・貧困をめぐるフィールド研究——』明石書店。
- 諏訪哲郎・斎藤利彦編 2005 『加速化するアジアの教育改革』東方書店。
- 谷勝英 2000 『アジアの児童労働と貧困』ミネルヴァ書房。
- 寺本実、グエン・ティ・ミン・チャウ、レー・ティ・ミ、グエン・ティ・クック・チャム 2022 『ベトナムの医療保険と社会的弱者——ホーチミン市郊外におけるフィールド調査——』風響社。
- 中村まり、山形辰史編 2013 『児童労働撤廃に向けて——今、私たちにできること——』アジア経済研究所。
- 原ひろ子 1979 『子どもの文化人類学』晶文社。
- 森壮也編 2018 『途上国の障害女性・障害児の貧困削減』アジア経済研究所。
- Cecilia Jacob. 2014. *Child Security in Asia: The impact of armed conflict in Cambodia and Myanmar*. Routledge.
- Elizabeth Aguilin-Pangalangan (eds.) 2017. *Comparative Children's Rights in the ASEAN*. Institute of Human Rights, University of the Philippines Law Center.
- Jo Boyden and Michael Bourdillon(eds.) 2012. *Childhood Poverty Multidisciplinary Approaches*. Palgrave Macmilan.
- Micael Bourdillon and Jo Boyden(eds.) 2014. *Growing Up in Poverty: Finding from Young Lives*. Palgrave Macmilan.
- Myriam Denov, Richard Maclure, Kathryn Campbell (eds.) 2011. *Children's Rights and International Development: Lessons and Challenges from the Field*. Palgrave Macmillan.
- Yuya Kudo(eds.) 2018. *Interim Report for : Childhood Conditions in the Developing World* (Chosa Kenkyu Report), IDE-JETRO.

¹ アジア経済研究所において、基礎理論研究会は、本格的な研究会に向けた助走的、あるいは準備的研究会として位置づけられている。

² ここでは、主に南アジア、東南アジア、東アジアをイメージしている。

³ 参考文献に挙げた著者名は、当該文献に記された形でそのまま記す。あらかじめご容赦願いたい。

⁴ 前者はラテンアメリカの子育て政策や中東イスラム社会における生殖医療などの問題を取り上げている。後者では、アフリカ諸国を対象として、開発途上国における幼少期の条件が当該者のその後の人生にどのような影響を与えるのかについて、考察している。

⁵ 極北に住むヘアー・インディアンに対する野外調査の結果を中心として、子どもたちの様子を考察したもの。

⁶ 日本の子どものコロナ禍下の教育の状況、子ども支援の取り組みをまとめた伊藤（2023）も所収されている。

⁷ 基礎理論研究会とはいえ、研究会として発足が認められるためには、取り組みの焦点を絞ることが求められたということも、背景の一つにある。率直に記せば、当初は、さまざまなタイプの子ども関連研究を取り込める「バスケット方式」の研究会案を考えていた。